

生活資金制度事務取扱要領（抜粋）

5. 氏名または住所等の変更

借受人は、本人または連帯保証人の住所、氏名その他申込書、借用書に記載された事項に異動を生じたときは、「変更届」（様式第6号）を社会福祉協議会に提出しなければならない。

6. 償還金の支払免除

(1) 生活資金貸付要綱に定めのある償還金の一部または全部の支払免除については、当該借受人および保証人がともに次の要件を具備しているものとする。

ア、死亡、または行方不明後3年以上経過しているとき。

イ、その他、特に必要と認めるとき。

(2) 前号による償還金の支払免除の決定については、調査委員会で審議のうえ、市長の承認を得なければならない。

7. 会計年度

この資金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

8. 報告

社会福祉協議会は、前項に定める会計年度の「生活資金貸付事業実績報告書」（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

9. その他

生活資金貸付制度の事務取扱いについて、この要綱により難しいことがあるときは、社会福祉協議会と一宮市が協議して措置するものとする。

(付 則)

この事務取扱要領は、昭和54年1月16日から施行する。

(付 則)

この事務取扱要領は、平成13年6月1日から施行する。

平成13年度 生活資金貸付実績報告書

平成14年3月31日現在

(1) 貸付原資の状況

貸付原資 A	貸付額(未償還金) B		償還金 C	手持額 D=A-B-C
	償還期限内	償還期限後	支払免除額	
21,000,000	5,164,000	11,654,000	0	4,182,000

(2) 貸付・償還の状況

	貸 付		償 還 金
	申込件数	貸付決定額	
13年度	19	3,510,000	1,620,000
累 計	345	63,180,000	46,236,000

(3) 貸付事務費の状況

事務委託費 A	原資保管中の利子 B	延滞利子 C	貸付事務費の総額 D=A+B+C
0	476	0	476

平成14年度 生活資金貸付実績報告書

平成15年3月31日現在

(1) 貸付原資の状況

貸付原資 A	貸付額(未償還金) B	償還金 C 支払免除額	手持額 D=A-B-C
21,000,000	20,023,000	0	977,000

(2) 貸付・償還の状況

	貸 付		償 還 金
	申込件数	貸付決定額	
14年度	30	5,155,000	1,950,000
累 計	375	68,335,000	48,312,000

(3) 貸付事務費の状況

事務委託費 A	原資保管中の利子 B	延滞利子 C	貸付事務費の総額 D=A+B+C
0	421	0	421

様式第3

行政文書部分公開決定通知書

30一宮福祉発第140号
平成30年4月19日

扇 利 勝 様

一宮市長 中野 正康 印

平成30年3月14日付けで公開の請求のありました行政文書については、次のとおり一部を公開することとしましたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

行政文書の件名	<ul style="list-style-type: none">・行政文書公開請求に対する決定について (2017.1.11) (伺い)・行政文書公開請求に対する決定について (2017.4.24) (伺い)・行政文書公開請求に対する決定について (2017.8.14) (伺い)・行政文書公開請求に対する決定について (2017.9.5) (伺い)・行政文書公開請求に対する決定について (2017.11.14) (伺い)・行政文書公開請求に対する決定について (2018.2.9) (伺い)
請求書受理年月日	平成 30 年 3 月 14 日

様式第2

行政文書公開決定通知書

30一宮福祉発第539号
平成30年6月11日

扇 利 勝 様

一宮市長 中野 正康 印

平成30年4月9日付けで公開の請求のありました行政文書については、次のとおり公開することとしましたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

行政文書の件名	<ul style="list-style-type: none">・生活資金貸付事業実績報告書 (H14~H28)
請求書受理年月日	平成 30 年 4 月 9 日

保存期間	5年	決裁区分	部長
收受日		分類	006-014-000
起案日	平成30年 2月23日	文書番号	29-宮福祉第5304号
決裁日	平成30年 3月 1日	起案者	福祉課 課長補佐 岩田 直仁 (電話番号: 1503)
施行日	平成30年 3月 2日		
処理期限			
発信元文書の日付			
公印	要	公開区分	一部公開
非公開理由	個人情報		
あて先	請求者		
件名	行政文書公開請求に対する決定について (2018.2.9) ② (伺い)		
公開件名	行政文書公開請求に対する決定について (伺い)		

決裁・合議	承認者	総務部	部長	和家 淳	承認済み
	承認者	総務部	次長	竹内 和彦	承認済み
	承認者	総務部	次長	小川 秀樹	承認済み
	承認者	総務部	次長	大宮 恒紀	承認済み
	承認者	行政課	課長	平松 幹啓	承認済み
	承認者	行政課	専任課長	上田 聡	承認済み
	承認者	行政課	課長補佐	船橋 敬子	承認済み
	承認者	行政課	主査	小関 雅司	承認済み
	承認者	行政課	主事	江端 祐也	承認済み
	承認者	行政課	主事	(所屬)	設定済み
	承認者	福祉部	部長	真野 克彦	決裁済み
	承認者	福祉部	次長	石原 秀雄	承認済み
	承認者	福祉課	課長	橋本 直季	承認済み
承認者	福祉課	専任課長	魚住 亮宏	承認済み	
承認者	福祉課	主査	高山 展江	承認済み	
承認者	福祉課	主任	水谷 修子	承認済み	
承認者	福祉課	主事	森 祥平	承認済み	
承認者	福祉課	主事	求野 正樹	承認済み	

伺い文

件名のことについて、添付文書1のとおり行政文書公開請求 (平成30年2月9日受理) がありましたが、一宮市情報公開条例に照らし検討した結果、非公開とする旨を決定し、同条例第10条の規定に基づき、添付文書2のとおり請求者宛通知してよろしいか。

記

1. 特定文書

該当する文書が存在しないため。